

国民健康保険からのお知らせ

次の事由が生じた日から14日以内に届け出ることが法律で定められていますので、忘れずに手続きしてください

▶問い合わせ 国民健康保険グループ (☎05 1771)

全ての手続きで持参が必要なもの

- ☑印鑑（朱肉を使うもの）
- ☑マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類と身分証明書（顔写真付きの証明書でない場合は2種類）
- ☑住民票の同一世帯以外の方が手続きする場合は、委任状のほか、本人と手続きされる方の身分証明書（顔写真付きの証明書でない場合は2種類）



	手続きの種類	持ち物
国民健康保険に入るとき	他の市町村から転入してきた	前年の所得が分かるもの（源泉徴収票など）
	職場の健康保険を抜けた	健康保険離脱証明書または資格喪失証明書 ※建設国民健康保険組合をやめた場合は、退職証明書または離職票も必要です。
	家族の健康保険の被扶養者から外れた	健康保険離脱証明書または資格喪失証明書
	子どもが生まれた	母子健康手帳、世帯主名義の預金通帳、直接支払制度利用合意文書、出産費用の内訳を記した領収・明細書 ※出産費用が42万円以上（産科医療補償制度に加入していない医療機関での出産は40万4千円）の場合は、『全ての手続きで必要なもの』だけを持参ください。
	生活保護を受けなくなった	生活保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入する	在留カードまたは特別永住者証明書（切り替え手続き前の方は外国人登録証明書）、パスポート、上陸許可証印、指定書
やめるとき	他の市町村に転出する	被保険者証
	職場の健康保険に加入した	国民健康保険の被保険者証と新たな被保険者証
	家族の健康保険の被扶養者になった	
	国民健康保険の被保険者が死亡した	被保険者証、喪主または施主名義の預金通帳
	生活保護を受けるようになった	被保険者証、生活保護開始決定通知書
その他	市内で転居した	被保険者証
	住民票の世帯を分けた、世帯を一緒にした	
	氏名が変わった	
	修学のため住所を別に定めた	被保険者証、在学証明書または学生証・合格通知書など
	学生用被保険者証をお持ちの方が、卒業・退学し、引き続き市外に住む	学生用被保険者証 ・退学した場合…退学証明書（在学期間がわかる証明書） ・職場の健康保険に加入した場合…職場の被保険者証
	学生用被保険者証をお持ちの方が、就職し、職場の健康保険に加入した	学生用被保険者証
	学生用被保険者証をお持ちの方が、卒業・退学し、登別市に再転入した	
	被保険者証をなくした、汚れて使えなくなった	『全ての手続きで持参が必要なもの』のみ
病院などの施設に入所するため他の市町村の施設に住所を定めた	被保険者証、施設の入所証明書	

※国民健康保険をやめる手続きは、郵送でも可能です。

※国民健康保険への加入は、他の健康保険の資格喪失日までさかのぼり、その分の保険税も支払わなければなりません。また、手続きが遅れると届出日までに受診した医療費が保険適用されないことがありますので、速やかに手続きしてください。

※健康保険によっては、2カ月以上継続加入していた場合、退職後も継続して加入することができます。前年の所得が分かるものを持参していただくことで、国民健康保険に加入した場合の保険税を試算することができますので、気軽にご相談ください。

※勤務先の倒産や解雇などでやむを得ず離職した方で、雇用保険を受給する方は保険税が軽減される場合がありますので、雇用保険受給資格者証を持参の上、手続きしてください。